

## AEO事業者連絡協議会

### 1. 目的

当局が行うAEO事業者に関する政策を広く一般に浸透させ、AEO制度の拡充及び同制度の適正な運用に寄与すること、また、AEO事業者からの意見、要望等を集約し、政策提言していくことを目的とする。

### 2. 組織等

AEO事業者を対象とした組織とし、「AEO事業者連絡協議会」(以下「協議会」という。)と称する。協議会には、各種のAEO事業者が参加することとなるため、より実態に即した活動を行うことができるよう、業種別に

- ① 製造・輸出入事業者分科会
- ② 通関・物流関係事業者分科会

に編成する。

また必要に応じ、「地区分会」を編成する。

### 3. 活動

全体として、又は分科会毎に、次の活動を行う。

#### (1) セミナー等

関税局・税関当局及び有識者から、法令改正、非違事例、改善点、自社の取組み等について情報提供を行い、留意点やベストプラクティスを共有するとともに、情報交換の場とする。

- ① 開催頻度  
年3回程度とする。
- ② 開催場所  
原則として東京とするが、状況に応じ他の場所での開催も検討する。
- ③ 内容
  - i 関税局・税関当局等による、法令、運用ガイドライン、非違事例等についての説明、情報提供
  - ii AEO事業者による、自社の取組み、成功例、ベストプラクティス、留意点、グローバル企業及び国際物流業者等からの諸外国の事例紹介等

#### (2) アンケート調査

協議会メンバーに対し、必要に応じアンケート調査を行い、要望、意見等を把握する。

#### (3) 検討会

上記(1)のセミナーとは別に、AEO事業者(関係業界を含む。)の要望、意見等を把握し、解決策、改善案等を検討し、結果を取り纏める。

- ① 検討会メンバー  
各分科会からそれぞれ10名程度を選任する。
- ② 開催頻度  
年3回程度とする。

日本関税協会各支部において、必要あればその地区での意見・情報交換会を適宜開催する。

### 4. 事務局

協議会に関する事務は、公益財団法人日本関税協会本部及び支部が行う。